

2024年10月

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

教育資金贈与信託(愛称:孫への想い) および おひとりさま信託の報酬変更について

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「当社」)で取り扱う一部の信託商品について、質の高い商品・サービスを持続的にお届けしていくため、報酬・サービスの内容の見直しを進めております。

今般、「教育資金贈与信託(愛称:孫への想い)」および「おひとりさま信託(生命保険型含む)」につきまして、以下のとおり、ご負担いただく報酬額を改定いたします。

今後も、お客さまに安心・安全をご提供する商品・サービスの開発に取り組むとともに、お客さま本位のコンサルティングを実践し、適切な商品・サービスを、人生の中の適切なタイミングでお届けするよう努め、人生 100 年時代におけるお客さまのベストパートナーを目指してまいります。

記

1. 教育資金贈与信託(愛称:孫への想い)について

お申込時の設定時報酬につきまして、当社での申込書受領日が 2025年1月6日(月)以降 となるお申し込みから、以下のとおり変更いたします。

2025年1月5日(日)まで	2025年1月6日(月)以降
設定時報酬:無料	設定時報酬:110,000円(税込)

但し、お申込者である委託者さま(贈与される方)が以下に該当する場合、設定時報酬を無料といたします。

以下に該当する場合は、設定時報酬が無料となります
(1)当社へのお預かり残高(普通預金・当座預金などを除く)が、1,000万円以上のお客さま (2)当社にて遺言信託・スマートゆいごんをご契約のお客さま (3)当社にて人生100年応援信託(100年パスポート)または人生100年応援信託(100年パスポートプラス)をご契約のお客さま (4)当社にて事業性ローンをご契約のお客さま

すでに、本商品で贈与を受けられている同一受益者さま(お孫さまなど)への信託金額の追加のお申し込みは、設定時報酬は無料です。

## 2. おひとりさま信託について

死後事務を担う一般社団法人安心サポート(以下、「社団」)へお支払いいただく死後事務執行報酬につき、死後事務委任契約の締結日が2025年1月6日(月)以降となるお申し込みから、以下のとおり変更いたします。

2025年1月5日(日)まで	2025年1月6日(月)以降
・基本報酬:330,000円(税込) ・加算報酬:社団の立会い1回あたり 110,000円(税込)	・基本報酬:770,000円(税込) ・加算報酬:なし

おひとりさま信託のご契約者さまがご利用いただけるサービスの拡充も予定しております。詳細は、別途当社ホームページでお知らせいたします。

詳しくは、当社本支店窓口までお問合せください。

以上